

# 人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所  
所長 金丸 憲史  
〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号  
TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527  
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

## CONTENTS

page

- |  |  |
|--|--|
| <p><b>1</b> パート・アルバイトの社会保険加入<br/>厚労省が適用拡大特設サイトを開設</p> <p><b>2</b> <b>特集</b><br/><b>準備はこれから？「労働保険の年度更新」</b></p> <p><b>4</b> <b>TOPICS</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●男性の育休促進を中心とした育児介護休業法改正案</li> <li>●新型コロナウイルス感染症に対応した<br/>新しいトライアル雇用助成金</li> <li>●インターンシップに<br/>参加した学生の7割が「WEBのみ」</li> <li>●外国人労働者数の増加率は前年より大幅低下</li> </ul> | <p><b>6</b> すっきりわかる。健康保険<br/>傷病手当金はいつまでもらえる？</p> <p><b>7</b> 人事労務の法律ミニ教室<br/>36 協定届に押印がいらなくなる？</p> <p><b>8</b> 改めて考えよう、この手当<br/>家族手当</p> <p><b>8</b> 労務ひとこと<br/>「労働力調査」休業者数は過去最高</p> |
|--|--|

## パート・アルバイトの社会保険加入 厚労省が適用拡大特設サイトを開設

令和4年10月から段階的に、一部のパート・アルバイトへの社会保険の加入が義務化されます。この社会保険の適用拡大について、厚生労働省が特設サイトを開設しました。

### 来年10月からは100人超の企業も

現在は、従業員数501人以上の企業で働くパート・アルバイトについて社会保険の加入が義務となっていましたが、令和4年10月からは従業員数101人以上の企業、令和6年10月からは51人以上の企業で働くパート・アルバイトも加入が義務化されます。

加入が義務化されるパート・アルバイトの条件は、「週の所定労働時間が20時間以上」「月額賃金が8.8万円以

上」など図のとおりです。

### 社会保険料の試算もできる

厚生労働省の「社会保険適用拡大特設サイト」では、企業がスムーズに対

応できるよう、社内準備の進め方や助成金の案内などが掲載されています。また、簡単に社会保険料の試算ができるシミュレーターもあるのでチェックしてみてはいかがでしょうか。

**企業の規模**  
新たな対象となる企業は段階的に拡大されます。

**従業員数の考え方**  
従業員数は現在の厚生年金保険の適用対象者数です。

**新たな加入対象者の把握**  
新たな加入対象者は、右の条件をすべて満たすパート・アルバイトの方です。

対象となる企業		
現在 従業員数 501人以上 の企業	2022年10月～ 従業員数 101人以上 の企業	2024年10月～ 従業員数 51人以上 の企業
従業員数は以下の A+Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」		
A フルタイムの 従業員数	+	B 週労働時間がフルタイムの 3/4以上の従業員数 <small>※従業員には、パート・アルバイトを含みます。</small>
週の所定労働時間が 20時間以上		
2ヵ月以上の 雇用の見込みがある		
月額賃金が8.8万円以上		
学生ではない		